

公 告

山形県公報 第2949号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成30年3月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成30年6月5日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
米沢東高等学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、年間の業務を複数職員で確認するよう一覧にするとともに、請求受付担当を決め、請求漏れが無いよう確認を行うことで、適正に支払い事務が行われるよう業務体制の改善を図った。
山形北高等学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、請求書の受理日について複数職員での確認を徹底して行うことにより、内部牽制が有効に機能するよう改善を図った。
	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による確認を強化して内部牽制が有効に機能するよう改善を図った。
山辺高等学校	執行管理体制が適切でないものがある。	規定に則した確認調書を作成し決裁時に複数職員で確認する体制とするとともに、給与担当者の引継に手当の支給状況を盛り込むことにより、適正に手当を支給できるよう業務体制の改善を図った。
米沢興譲館高等学校	予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。	予算の計画的・効率的執行における郵便切手の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後の見込み等を勘案して計画的に購入し、必要最小限の保有に留めるなど、徹底した在庫管理を行うよう管理体制を整えた。